「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)及び固定通信分野における 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和4年9月29日(木)~同年10月28日(金)

案件番号:145209977

意見提出者一覧

意見提出者 15件(法人:8件、個人:7件)

(提出順、敬称略)

	(1)在山頂、東州中山
受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F
7	個人G
8	KDDI株式会社
9	一般社団法人テレコムサービス協会
10	東日本電信電話株式会社
11	西日本電信電話株式会社
12	ソフトバンク株式会社
13	株式会社インターネットイニシアティブ
14	株式会社オプテージ
15	株式会社NTTドコモ

■ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)

本指針の全般について

意見	考え方	修正の 有無
意見1 ■ 趣旨に賛同。 ■ 本指針の策定後、早期の検証実施に向けた取り組みを進めることを要望。 ■ 総務省において、今後もMNOの新料金プラン等がMVNOとの競争環境に与える影響について、継続的に分析・検証し、問題が確認された場合は、速やかにその解決を図ることを要望。	考え方 1	
 ○ 本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 当協会MVNO委員会が2021年1月に総務省に送付した「イコールフッティングの確保のための緊急措置の実施要望に関する要望書」(以下、「要望書」)に対して、携帯電話料金と接続料等の関係について「接続料の算定等に関する研究会」においてご検討をいただき、2021年度の予測データ接続料の更なる低廉化が図られる等、MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフッティングの確保を進めていただいたことについて感謝申し上げます。 ○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNOと品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考えます。 ○ この点、MNOの接続料等と小売料金の関係が価格圧搾を起こすものとなっていないかについて精緻な検証が必要であると考えることから、本指針の策定後、早期の検証実施に向けた取り組みを進めていただくようお願い申し上げます。 ○ また、総務省殿においては、今後もMNOの新料金プラン等がMVNOとの競争環境に与える影響について、継続的に分析・検証いただくとともに、公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 	○ 賛同の御意見として承ります。○ 本指針の策定後、早期の検証実施に向け、速やかに検証対象サービス等の選定を進めることが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
意見2	考え方2	
● 趣旨に賛同。		
● 移動通信分野におけるスタックテストの早期開始及び運用上の課題が生じた		
場合、速やかに必要な措置を講ずることを要望。(2者)		
○ 携帯電話料金と接続料等の関係の検証については接続料の算定等に関する研	〇 賛同の御意見として承ります。	無
究会において継続的に検討頂き、MNOとMVNOのイコールフッティングを確保する	○ 「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書	
ため本指針案を策定頂きましたことに感謝申し上げるとともに、内容について賛	(以下「第六次報告書」という。)において、「検証	
同いたします。	を進める中で改善を要すると考えられる事項があ	
○ 弊社をはじめとするMVNOが引き続き移動通信市場の活性化に貢献するために	った場合やモバイル市場の競争状況に変化が生じ	
は、MNOとMVNOのイコールフッティングが不可欠であり、そのためにはMNOと同等	た場合等には、(略)考え方の見直しを検討するこ	
の価格帯においては同等の品質・速度等のサービスが提供できることが必要であ	とが適当」とされているとおり、必要に応じて本指	
ると考えております。	針の見直しを検討することが適当と考えます。	
○ MVNOとの競争環境に影響を与えるMNOの料金プラン等が価格圧搾になっていな		
いか定期的に検証・確認頂くことが公正な競争環境確保につながるものと考えて		
おりますので、総務省におかれましては検証実施に向け引き続きご対応いただき		
ますようお願いいたします。		
○ また、検証を通じて明らかになった問題、課題については、接続料の算定等に		
関する研究会にて議論を行い本指針の改定を進めるなど、更なる検証のブラッシ		
ュアップに向けた取り組みを続けていただきますようお願いいたします。		
【株式会社インターネットイニシアティブ】		
○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサ		
ービスの多様化が実現されることが必要であると考えます。MNO各社の新たな料		
金プラン等については、その料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と接近す		
るため、MNOとMVNO間のイコールフッティングの観点から、MVNOのサービス原価		
の大宗を占めるデータ接続料等とMNOが提供するサービスの利用者料金の関係に		
妥当性があることが極めて重要であると考えます。この点、今般、移動通信分野		
におけるスタックテストの指針を策定いただくことは、移動通信市場の公正競争		
に繋がると考えますので、感謝申し上げます。		
〇 総務省殿には、移動通信市場の変化の速度を踏まえ、早期にスタックテストの		
運用を開始いただくとともに、運用上の課題が生じた場合は速やかに必要な措置		
を講じていただくことを要望いたします。		

意見	考え方	修正の 有無
【株式会社オプテージ】		

• 1. 目的

意見	考え方	修正の 有無
意見3 ■ 本指針には、市場全体の公正競争を確保する観点も必要。 ■ あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施することが必要。 ■ 利用者料金の引き下げ等が困難となることで利用者利便が阻害されないよう配慮が必要。	考え方3	
 ○ 本指針案は、MNOとMVNOとの間のイコールフッティングを確保することを目的としていますが、モバイル市場は複数のMNO間での競争が存在することを踏まえ、市場全体の公正競争を確保する観点も必要であると考えます。 ○ 具体的には、あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実施し、市場全体の公正競争に与える影響を検証することが必要であると考えます。 ○ また、実際の運用にあたっては、スタックテストの存在により、これまで市場の競争により決定してきた利用者料金の引き下げ等が困難となることによって、利用者利便が阻害されないように配慮する必要があると考えます。 【株式会社NTTドコモ】 	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証の目的は、「MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金との関係の妥当性を検証する」ことであり、MNOとMVNOとの間のイコールフッティングを確保する観点から検証を行うことが適当と考えます。	無

3. 検証の実施方法

意見	考え方	修正の 有無
(2)検証対象		
意見4	考え方4	
● 検証対象については、二種指定事業者の「廉価プラン」及び、MVNOの料		
金プランと近接している二種指定事業者の提供する「サブブランド」を対象と		
することが必要。		
〇 検証対象について、要望書でも取り上げたとおり、二種指定事業者各社の「廉	〇 賛同の御意見として承ります。	無
価プラン」に加えMVNOの料金プランと近接している二種指定事業者の提供する		
「サブブランド」を対象とすることが、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に		
は必要であると考えます。本指針案策定後の検証対象の決定においては、「接続		
料の算定等に関する研究会」第六次報告書でも言及いただいたように、二種指定		
事業者と接続等を用いて競争するMVNOの視点が重要である点を改めて申し上げ		
ます。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
意見5	考え方5	
● 競争事業者又はその関連団体(以下「競争事業者等」という)が、本指針案		
に例示されていない事項を「具体的な課題」の論拠として提示する場合は、可		
能な限り定量的または明確に示すことが必要。		
● 要望を行う競争事業者が、検証対象とすべきとの要望が寄せられたサービス		
等を提供するMNOと直接の契約関係に無い場合は、当該サービス等や接続料		
が、当該競争事業者にどのような影響を与えているかを定量的に示したうえ		
で、有識者会合においてより慎重に合理性の判断をすべき。		
○ 今後検証を実施していく際には次のとおり留意が必要と考えます。	〇 御意見として承ります。	無
【競争事業者又はその関連団体が行う要望】	〇 競争事業者等が提示する「具体的な課題」は、可	
○ 競争事業者又はその関連団体が、移動通信分野における接続料等と利用者料金	能な範囲で定量化されることが適当と考えます。	
の関係の検証に関する指針(案)(以下、「本指針案」と言います。)に例示されて	〇 競争事業者等が行う要望の具体性や、有識者会	
いない事項を「具体的な課題」の論拠として提示する場合は、可能な限り定量的	合における合理性の検証に当たっては、関係事業	
または明確に示す必要があると考えます。	者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と	
○ スタックテストが利用者料金に比した接続料相当額の妥当性の検証であるこ	考えます。	
とを踏まえれば、競争事業者又はその関連団体が具体的課題に基づいて行う、本		
件検証の対象とすべき旨の要望(以下、「検証要望」と言います。)は基本的に、		

意見	考え方	修正の 有無
検証対象のMNOと直接接続・卸契約関係にあるMVNO、または、当該MVNOからの要望に基づいた関連団体により行われるものと想定しますが、仮に検証対象MNOと直接接続・卸契約関係にないMVNOが検証要望を行う場合は、検証対象のMNOが提供するサービス等や接続料が、当該MVNOにどのような影響を与えているかを定量的に示したうえで、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」と言います。)の場でより慎重に合理性判断をすべきと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】 意見6	〇考え方6	
 新規受付を停止していれば、サービス終了時期を公表していなくとも、検証対象外とすることが適切。(2者) 既に検証を実施したサービス等の検証を要望する場合も、改めて具体的な課題に基づき要望し、その合理性を有識者会合で判断することが適切。 検証対象となるサービス等の選定にあっては、MNOの意見も踏まえて判断することを要望。(2者) 	O4 2.71 0	
【合理性判断】	〇 御意見として承ります。	無
 ○ 第三世代移動通信システム(3G)といった通信方式を終了する場合には、それら方式に基づき提供するプランの終了時期が公表されますが、それ以外の場合、サービス終了時期までは公表せず契約者が存在する限り提供が継続することが一般的であり、また、指定事業者が新規受付を終了している時点で、既に競争事業者から当該サービス等への転入は見込めず、競争上の影響は無いと考えられるため、サービス終了時期を公表することまでは必要なく、新規受付を終了しているものはスタックテストの検証対象外とすることが適当と考えます。 ○ 既に1度以上検証したサービス等の検証要望を行う場合も、改めて具体的な課題に基づき申告のうえ、研究会の場でその合理性を判断するものと理解しています。 ○ 今年度の検証対象の選定にあたっては、11月に研究会の場でMNOヒアリングの場が予定されていますが、次年度以降も同様に、本件検証を行う合理性判断は、MNOの意見も踏まえたうえで実施するよう要望します。 	○ 新規受付を終了したサービス等であっても、提供終了時期が定まっていない場合、ユーザーの囲い込みを通じて事業者間の競争に影響を及ぼしうることから、提供終了時期を明らかにしているサービス等に限って検証対象外とすることが適当と考えます。 ○ 既に検証を実施したサービス等について再度検証を行う場合には、改めて有識者会合において、合理性の検証を行うことが適当と考えます。 また、競争事業者等が行う要望の具体性や、有識者会合における合理性の検証に当たっては、関係事業者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と考えます。	
O 以下の理由より、「当該サービス等の提供終了時期について公表しているもの」		
を削除とすべきと考えます。		

意見	考え方	修正の 有無
 ✓ 利用者利便の観点から、方式(3G、4G等)の終了まで利用できるようにすることが望ましく、新規受付終了とともにサービス等の提供終了時期を明示することは極めて稀であること ✓ 諸外国と比較しても低~中位の水準まで料金の低廉化が進んでおり、また、既に新規受付を終了したサービスからのスイッチングコストは下がっているため、当該サービスがMNOとMVNO間における公正競争に及ぼす影響は小さいこと ○ 検証対象とするサービス等の選定にあたっては、有識者会合においてMNOの意見も踏まえ、検証の必要性を精査すべきと考えます。 		
意見7 ■ 趣旨に賛同。 ■ 検証対象について「月額相当額が近接もしくは指定事業者の料金が下回って	考え方7	
いるもの」とすることを要望。 〇 モバイルスタックテストの目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料等と利用者料金の関係の妥当性を検証することである点を踏まえると、接続等を用いて競争することになるMVNOの視点に立って対象を決定することは、MNOとMVNOのイコールフッティングの確保に資するものと考えることから、本指針案の考え方に賛同いたします。 〇 一方で、本指針案の検証対象の要件①において、MNOが提供するサービスの料金が、MVNOが提供する同等のサービスの料金と近接しているものとされているところ、同等のサービスであっても、MNOのサービスの料金が、MVNOのサービスの料金を下回り、MVNOでは実現が困難な水準まで乖離が生じる場合も想定されるため、「月額相当額が近接もしくは指定事業者の料金が下回っているもの」を検証対象の要件としていただくことが、公正競争環境の確保に重要だと考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本件検証の対象サービス等の選定において、二種指定事業者の提供するサービス等と競争事業者の提供する同等のサービス等の利用者料金が近接していること要件としているのは、二種指定事業者のサービス等の料金が過度に低廉化した場合に価格圧搾による不当な競争を引き起こす懸念があるためです。こうした趣旨を踏まえれば、二種指定事業者の提供する同等のサービス等の料金が競争事業者の提供する同等のサービス等の料金を大幅に下回った場合についても、本件検証の対象になり得ると解釈することが適当と考えます。 ○ 上記趣旨を明確化するため、MNOの価格がMVNOの価格を下回る場合についても検証対象になり得るよう修正します。	有

意見	考え方	修正の 有無
(3)検証方法		
意見8 ■ 総務省において、設備容量の上限値の設定にあたっては、検証実施事業者が 共通した考え方で適切に設定していることを確認することを要望。 ■ 検証に用いた設備容量の上限値の設定の考え方については、公開することを 要望。	考え方8	
○ 計算式における設備容量の上限値の設定にあたっては、二種指定事業者各社が 共通的な考え方で適切に設定しているか、恣意的な設定がなされていないかを、 総務省にて注視して頂きますようお願いいたします。また、検証に用いた設備容 量の上限値の設定の考え方については、検証の適正性確保の観点から検証結果と ともに公開して頂きますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 検証対象となったサービス等については、二種 指定事業者各社において適切な検証がなされたか どうか、総務省において確認を行うことが適当と 考えます。	無
意見9 ■ 趣旨に賛同。 ■ 総務省において、指針案で示された計算式による計算が適切な内容となっているか等、二種指定事業者各社の設備容量の上限値について、その妥当性等を確認、検証することを要望。(2者) ■ 接続料算定における冗長設備の扱いについて、「接続料の算定等に関する研究会」(以下「研究会」という)において今後、重点的に検証されること及び、その中で新たな考え方が採用された場合には、本指針案にも反映されることを要望。	考え方9	
 ○ データ伝送役務に係る接続料相当額の算出方法について、二種指定事業者各社の設備の違い等を踏まえつつ、共通的な考え方をお示しいただいたことについて感謝申し上げます。 ○ なお、現状において、冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上限帯域は収支上の限界が存在することから、MVNOは平日昼間時間帯等の混雑時は通信速度が遅くなる等、MNOとMVNOの間には、ネットワークの可用性やサービス品質に大きな違いが生じている状況であると考えます。 ○ 総務省殿においては、設備容量の上限値が最大占有帯域を下回ることなども想定されることから、指針案で示された計算式による計算が適切な内容となってい 	○ 検証対象となったサービス等については、二種 指定事業者各社において適切な検証がなされたか どうか、総務省において確認を行うことが適当と 考えます。 ○ 第六次報告書において、「検証を進める中で改善 を要すると考えられる事項があった場合やモバイ ル市場の競争状況に変化が生じた場合等には、 (略)考え方の見直しを検討することが適当」とさ れているとおり、必要に応じて本指針の見直しを 検討することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
るか等、二種指定事業者各社の設備容量の上限値について、その妥当性等を確認、		H AM
検証いただくようお願い申し上げます。		
〇 また、接続料算定における冗長設備の扱いについては、「接続料の算定等に関		
する研究会」において今後、重点的に検証されるべきことを改めて要望すると同時に、その中で写真記憶の探いについて新されるべきことを改めて要望すると同		
時に、その中で冗長設備の扱いについて新たな考え方が採用された場合には、本		
指針案のデータ伝送役務に係る接続料相当額の算定式にも反映されることを要望します。		
│		
○ 移動通信市場における公正競争を実現するためには、MNOとMVNO間のイコール	-	
O		
○ この点、MNOとMVNOの間には、急激なトラフィック変動等におけるネットワー		
クの可用性について差が生じているのではないかと考えております。冗長設備を		
自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上		
限帯域は現在の接続料では収支上の限界が存在するため、実際にMVNOは平日昼間		
時間帯等の混雑時は頭打ちとなって速度が遅くなる等、MNO各社のサービスとは		
品質面に大きな違いが生じている状況であると考えます。		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
ては、常に設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回っていることが必要		
であると考えます。設備容量の上限値の定義について、MNO各社で考え方が異な		
る可能性はありますので、設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回る設		
定となっているか、総務省殿には確認いただくことを要望いたします。		
「株式会社オプテージ		
意見10	考え方10	
● 「② 音声伝送役務に係る接続料相当額」の検証方法の趣旨に賛同。	372310	
○ 左記検証方法に賛同いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。	無
□ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 東門の神心児として外 / 6 / 6	7118
準について、個々のMVNOによって契約数の規模に違いがあることを踏まえ、契約		
数の50%以上が基準だけでなく、MVNO数の50%以上も基準として設けることが適当		
と考えます。		
○ また、本検証が利用者料金と接続料の関係を確認するという目的であることを		
踏まえれば、今後実施予定である代替性検証にて代替性があると確認できた場合		

意見	考え方	修正の 有無
においては、料金等の提供条件について接続約款において広く一般に公表されている「接続」を用いることが適当であり、音声基本料において音声接続料を採用することが妥当であると考えます。 【KDD I 株式会社】		
意見11	考え方11	
● プレフィックス自動付与機能による接続に係る届出接続料を利用する場合、		
緊急通報等についてはMVNOがMNOに対し卸料金を支払っている場合があ		
ることから、音声伝送役務に係るそれら費用が計上されることが適当。	O + 10=71- 1011 - 10=71- 10=71- 0-11	
○ 算出方法として(i)を採用する場合においては、MVNOが音声サービスを提供する上で最低限必要となる各種費用が漏れなく計上されることが必須であると考えます。	〇 本検証においては、検証対象のサービス等の提供に要するコストを可能な限り実態に即して、正確に把握することが必要であり、提供実態に即し	有
〇 この点、00XY自動接続の場合、例えば緊急通報やナビダイヤル、国際電話等の	た計上が適当と考えます。	
MNO設備の卸での利用においてMVNOがMNOに対し卸料金を支払っている場合があ	○ 上記趣旨を明確化するため、脚注において、プレ	
ると想定されるため、届出接続料を用いた算定においては、これらの費用がWVNO	フィックス自動付与機能を用いて音声サービスを	
に請求されている場合において、MNO自らの利用者によるこれらの利用に係る費	提供している場合には、緊急通報等一部機能の卸	
用も、接続料相当額とは別に計上されることが適当であると考えます。	料金についても接続料相当額に加えて計上すべき	
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	│ ことを追記します。 ├	
〇 音声伝送役務に係る接続料相当額の基本料について、プレフィックス自動付与		
機能による接続に係る届出接続料を利用する場合は、MVNOの音声サービスの提供		
に必要な接続料に相当する費用が漏れなく計上されていることが重要と考えま す。		
○ この点、プレフィックス自動付与機能による接続の場合は、MNOとMVNO間の契		
約によっては、緊急通報や国際電話などMNOの設備利用に伴う卸電気通信役務に		
おける利用料を支払っている場合があることも想定されるため、モバイルスタッ		
クテストにおいても、音声伝送役務に係るそれら費用が計上されることが適当で		
あると考えます。		
【株式会社オプテージ】		
意見12	考え方12	
● プレフィックス自動付与機能による接続に係る届出接続料を利用する場合、		
緊急通報等について、MVNOは中継交換機の構築費用もしくは中継事業者の		
設備を利用するための接続料などを支払っている場合があることから、他事業		

意見	考え方	修正の 有無
者に支払う接続料にそれらの費用が計上されていることが適当。		
 ○ スタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を 比較することが重要でありますので、MVNOが他事業者に支払う接続料等を漏れな く計上することが重要だと認識しております。 ○ この点、音声伝送役務に係る接続料相当額の算出において、プレフィックス自 動付与機能による接続料を利用する場合は、MVNOは中継交換機の構築費用もしく は中継事業者の設備を利用するための接続料などを支払っているため、モバイル スタックテストにおいても、他事業者に支払う接続料にそれらの費用が計上され ていることが適当であると考えます。 	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証は、「MNOとMVNOの間のイコールフッティングを確保する観点から、接続料等と利用者料金との関係の妥当性を検証する」ことを目的としており、中継交換機についてはMNOによる提供が行われていないことから、本件検証においては特段の事情がない限り考慮しないことが適当と考えます。	無
【株式会社オプテージ】		
意見13 ■ 趣旨に賛同。(2者) ■ 複数のブランドやサービス等で共通的に扱っている端末に係る宣伝費等については販売台数や販売回線数等から按分して算出することが適当。 ■ 共通的な営業費の内、定量的に案分することが難しい費用項目については、二種指定事業者がその根拠を具体的に示し、総務省においてその妥当性を確認、検証することを要望。(2者)	考え方13	
 ○ 本指針案の考え方に賛同いたします。 ○ 営業費相当額について、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づき営業収益に対する営業費の割合の直近 5 年間の平均値により算出することは、一定の合理性があるとともに検証作業の透明性の確保に資するものと考えます。 ○ 他方、ブランドやサービス毎の営業費相当額の按分について、例えば複数のブランドやサービス等で共通的に扱っている端末に係る宣伝費等についてはブランドやサービス毎の販売台数や販売回線数等から算出することが適当であると考えます。 ○ なお、共通的な営業費の内、定量的に案分することが難しい費用項目については、恣意的に、メインブランド等検証対象外サービスの営業費として算入される(検証対象として算入されない)可能性も想定されることから、営業費相当額を按分する場合は、二種指定事業者各社がその根拠を具体的に示すとともに、総務省殿においてその妥当性の確認および検証いただくことが、イコールフッティン 	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検証対象となったサービス等については、二種 指定事業者各社において適切な検証がなされたか どうか、総務省において確認を行うことが適当と 考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
グの確保にとって必要であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
〇 営業費相当額について、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電 気通信役務収支表の営業収益に対する営業費の割合の直近 5 年間の平均値により算出することは、一定の合理性があるとともに、MNO各社における算出方法の		
透明性の確保に繋がると考えますので、本指針案の考え方に賛同いたします。		
〇 この点、算出の過程で、仮にサービス・プランごとに営業費を按分することと なった場合、営業費の費目によっては共通的なものも存在し、必ずしもサービス・		
プランに紐づくものではないと考えられるため、検証対象となり得るサブブラン		
ド等ではなく、メインブランド側の営業費として計上されることも想定されます。そのため、営業費相当額を按分する場合は、MNOは按分に関する根拠を示すと		
り。そのため、呂未貞相当観を投方りる場合は、MNOは投方に関りる根拠を示りと ともに、総務省殿においてその妥当性を確認いただくことが、イコールフッティ ングの確保に重要だと考えます。		
【株式会社オプテージ】		
意見14	考え方14	
● 営業費相当額について「サービス等の提供に際して発生し得ないもの」を除 くことを追記すべき。		
○ 第六次報告書の内容※を一部反映できていないため、以下の下線部を追記いただきたいと考えます。 (社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等の提供を直接目的としないもの、及びサービス等の提供に際して発生し得ないものを除く)	〇 第六次報告書において、「サービスによっては、 その提供に発生し得ない費用がある場合も考えられることから、当該費用の取扱については検証を 実施する際に考慮することもあり得る」旨が、明記 されております。	有
※接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書42Pに以下の記載があります 〇 サービスによっては、その提供に際して発生し得ない費用がある場合もあると 考えられることから、当該費用の取扱いについては検証を実施する際に考慮する こともあり得る。	○ その趣旨を明確化するため、脚注において、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない営業費用については、考慮しない旨を追記します。	
【株式会社NTTドコモ】	* > +1F	
意見15 ■ 固定通信とのセット割を利用者料金から控除すべき。(2者)	考え方15	
● 総務省において、非通信サービスとのセット割を利用者料金から控除することを引き続き検討することを要望。(2者)		

意見	考え方	修正の 有無
● 総務省においては、検証過程においては、不適切な検証とならないよう妥当		
性について検証することを要望。		
● 固定通信や非通信サービスとのセット割引がどの程度携帯電話サービスに係		
るものであるかが明確になった場合は、対象のセット割引について利用者料金		
から控除して検証するよう指針を改定することを要望。		
○ 利用者料金に関する割引の取扱いについて「接続料の算定等に関する研究会」	○ 固定通信と移動通信のセット割については、そ	無
第六次報告書では、固定通信とのセット割について、利用者料金に関する割引の	の割引がどの程度携帯サービスに係るものなのか	
算出が可能であるとの考え方が示されているところ、本指針案においても同様に	等、明確でない点があることから、引き続き「競争	
固定通信とのセット割を利用者料金から控除する旨を明記いただくことが、検証	ルールの検証に関するWG」において検討するこ	
の適正性の更なる向上につながるものと考えます。	とが適当と考えます。	
○ また、本検証においては、実質的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比	また、固定通信と移動通信のセット割のうち、ど	
較することが重要であると考えるところ、非通信サービスとのセット割の控除に	の程度が携帯サービスに係るものであるか等が明	
ついても引き続き検討していただくことが望ましいと考えます。この点、非通信	確になった際には、本指針の見直しを検討するこ	
サービスに割引原資を著しく多く負担させるなどの不適切な検証にならないよ	とが適当と考えます。	
う、検証過程において、二種指定事業者各社に具体的な説明を求める等、総務省		
殿にはその妥当性について検証いただくようお願いいたします。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
O MVNOは、MNOが提供する割引後の料金と競争していることから、利用者料金に		
関する割引の取扱いについては固定通信や非通信サービスとのセット割につい		
て考慮頂きたいと考えております。現時点では固定通信や非通信サービスとのセ		
ット割引がどの程度携帯電話サービスに係るものであるか明確ではないことか		
ら、今後明確化の向けた検討が早期に進められるものと認識しております。固定		
通信や非通信サービスとのセット割引が携帯電話サービスに係るものであるか		
が明確になりましたら、対象のセット割引については利用者料金から控除して検		
証するよう指針を改定いただきますようお願いいたします。		
【株式会社インターネットイニシアティブ】		
○ 固定通信とのセット割については、「接続料の算定等に関する研究会」第六次		
報告書において「利用者料金に関する割引の算出が可能」とされているところ、		
本指針案においても固定通信のセット割を利用者料金から控除する旨を明文化		
することが、モバイルスタックテストの運用の適正化、引いては公正競争の確保		
に繋がると考えます。		

+		修正の
意見	考え方	有無
○ 加えて、スタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の		
料金差を比較することが重要であると考えており、電気等の非通信サービスとの		
セット割についても利用者料金から控除することが望ましいと考えます。		
○ この点、MNO各社が提供する非通信サービスとのセット割は多様であり、モバ		
イルサービスに係る割引の割合やポイント付与等利用者料金との関係が明確で		
ないものもありますが、まずは当該割引のうち「モバイルサービス基本料から控		
除される割引額」を控除するなど、総務省殿には引き続き検討いただくことを要		
望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
(4)検証時期		
意見16	考え方16	
● 趣旨に賛同。		
○ 本指針案の考え方に賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
〇 仮に接続料が逓減している局面であるとしても、平均的なデータ通信の利用の		
増加、営業費の変動等により検証の結果が変化することが想定されます。この点、		
将来原価方式に基づくデータ通信の予測接続料(2月末)、音声接続料(3月末)が		
それぞれ年一回届け出られることから、それらのタイミングに合わせて少なくと		
も年一回は実施することが適切であると考えます。		
〇 加えて、モバイル市場における変化の速度を踏まると、定期的な検証の他に、		
新プラン・新ブランドの追加等が行われた後に、市場の競合状況から必要と思わ		
れる場合に、特定の料金プラン等を対象としたアドホックの検証を行うことが公工な業を理論の確保には表面である。		
正な競争環境の確保には重要であると考えます。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 意見17	 考え方17	
^{息見17} ● 必要に応じて行われる臨時の検証についても、①から③の要件を満たすこと	考え力 	
● 必要に応じて1月がにる瞬時の検証についても、①から③の安性を過にすこと が必要との理解。		
● 次年度以降もMNOの意見も踏まえ、検証に必要な期間を考慮することを要		
● 次年度以降もMINOの意見も始まえ、検証に必要は期间を有慮することを安望。		
○ 指定事業者がサービス等を新たに開始し又は変更した場合に、必要に応じて行	〇 御意見のとおり、必要に応じて行われる臨時の	無
われる臨時の検証についても、通常の検証と同様検証対象に関する3要件を満た	検証についても、本指針に示す検証対象の要件を	
す必要があると理解しています。	満たすことを前提とすることが適当と考えます。	

意見	考え方	修正の 有無
○ また、検証実施にあたっては、MNO側でもデータ収集等の作業期間が必要であることを踏まえ、次年度以降もMNOの意見も踏まえ検証に必要な期間を考慮いただくよう要望します。 【ソフトバンク株式会社】	また、次年度以降の検証においても、検証に必要 な期間を考慮することが適当と考えます。	

4. 結果の公表等

意見	考え方	修正の 有無
意見18 ● 利用者あたりの平均利用量や利益率といった対象プランの検証に用いる具体的な数字は、非公表とすることが適当。	考え方18	
 ○ 利用者あたりの平均利用量や利益率といった対象プランの検証に用いる具体的な数字は、当社のサービス戦略、設備戦略に係る重要な経営情報であるため、非公表とすることが適当と考えます。 ○ なぜなら、当該情報をもとに他MNO・MVNOが容易に対抗プランの設計等ができるようになり、当社は競争上の不利益を被るおそれがあるためです。 【株式会社NTTドコモ】 	○ 本件検証結果のうち、MNOのサービス戦略、設備戦略に係る特に重要な経営情報については、一部非公表とすることに一定の合理性があると考えます。	無

5. 本件検証の結果が不適合となった場合の取扱い

意見	 考え方	修正の
	考え方19	有無
● 趣旨に賛同。		
● 指定事業者が講ずる措置は速やかに実施されることが求められることから、総		
務省において、指定事業者が講ずる措置の実施状況について確認することを要		
望。		
● 総務省において、総務省が講ずる措置について、会計分離などを含め固定通信		
分野での取り組みも参考にしながら、必要なルールの在り方について検討するこ		
とを要望。		
O 本報告書案の考え方に賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
〇 なお、指定事業者が講ずる措置について、移動系通信市場における変化の速度	〇 本件検証の結果が不適合となった場合、指定事	
を踏まえると措置実施に要する期間やその具体的な根拠等を明確にした上で、速	業者が講ずる措置の実施状況について、総務省に	
やかに措置を講じることが求められます。この点、総務省殿においては指定事業	おいて注視することが適当と考えます。	
者が講ずる措置の実施状況について確認いただくことを要望いたします。		
○ また、総務省殿が講ずる措置について、「不当な競争を引き起こすものと認め		
られるときには、電気通信事業法第34条第3項の規定に基づき、接続約款を変更		
すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする」と示さ		
れているところ、指定事業者の是正状況等に応じ、会計分離などを含め固定通信		
分野での取り組みも参考にしながら、将来に亘ってイコールフッティングを担保 < 1		
するために必要なルールの在り方についても検討していただくようお願い申し		
上げます。		
【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】		
意見20	考え方20	
● 総務省において、本件検証の結果が不適合となった場合には、速やかに必要な		
措置を講ずることを要望。		<u>-</u>
○ 移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービ	〇 本件検証の結果が不適合となった場合には、指	無
スの多様化が実現されてきました。仮に、MNOのサービスが価格圧搾による不当な発生されてきませた。	定事業者又は総務省において、速やかに必要な措	
な競争を引き起こすものである場合、速やかに是正がなされなければ、独立系	置を講ずることが適当と考えます。	
MVNOが淘汰され、再びMNOグループの協調的寡占状態となり、その結果、料金の高		
止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を阻害する可能性があります。		
○ そのため、総務省殿には、本件検証の結果が不適合となったサービス等におい		

意見	考え方	修正の 有無
ては、モバイル市場における変化の速度を踏まえ、速やかに必要な措置を講じて いただくことを要望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
 意見21 ● 3事業年度の予測接続料のうち最も安価な接続料を採用して適合となるときは、「自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠」のうち「接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの」にあたる、とすることが適当。 ● 「新規受付を停止した上で、スタックテストに適合する新たなサービス等を提供し、不適合となったサービス等からの移行を促す利用者案内をすること」を「利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置」に含めることが適当。 	考え方21	
 ○ MVNOにおける予見性を高めるため、将来原価方式にて3事業年度の予測接続料を提示していることから、MVNOは、その金額をもとに利用者料金を設定することが可能です。 ○ そのため、将来の需要等を見込み新たに始めたサービス等が不適合となった場合において、3事業年度の予測接続料のうち最も安価な接続料を採用して適合となるときは、早期に改善することが見込まれる十分な論拠とすることが適当と考えます。 	○ 御意見として承ります。 ○ 本件検証の結果が不適合となった場合に、指定 事業者から示された「自らが提供するサービス等 が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないも のであることを示すに足る十分な論拠」について は、有識者会合においてその合理性を判断するこ とを想定しております。	無
 ○ 二種指定事業者であるMNOは、共通のルールに基づき接続会計を整理し、接続料を算定することにより、公正な競争環境を確保していると考えます。また、法令上、適正原価・適正利潤を下回る接続料を設定することを妨げられているわけではないと認識しております。 ○ ただし、不適合時の所要の措置として、例えば、あるMNOのみが接続料を適合する水準まで引き下げる場合、実績原価で算定・精算している接続料の合理的な範囲での引き下げは、限られたものになると考えます。 ○ また、合理的な範囲以上の引き下げを行う場合、そのコスト分は当該MNO利用者が負担することになるため、当該MNO利用者とMVNO利用者との間で負担の公平性が損なわれることになると考えます。 		

意見	考え方	修正の 有無
○ 加えて、そのコスト分の接続料原価を翌年以降に繰り延べる場合であっても、 当該MNO配下のMVNOにおける将来の利用者がそのコスト分を負担することになる		
ため、将来の利用者と現在の利用者との間でも負担の公平性が損なわれることに		
なると考えます。		
○ さらに、当該MNOがコスト割れで継続して卸役務を提供する場合、卸市場にお		
けるシェアを拡大させることとなり、独禁法の観点から問題視される可能性もあ		
るのではないかと考えます。		
○ 一方で、スタックテストに適合する料金水準への利用者料金の変更をする場		
合、民法上の不利益変更が認められる要件(目的適合性、合理性(必要性・相当		
性))を充たすことは難しく、利用者への十分な配慮が求められます。		
〇 従って、現実的には新規受付を停止した上で、スタックテストに適合する新た		
なサービス等を提供し、不適合となったサービス等からの移行を促す利用者案内		
をすることを所要の措置に含めるべきであると考えます。 【株式会社NTTドコモ】		
意見22	考え方22	
■ 総務省において、あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他	与え刀(2	
のMNOが同種のサービス等を提供しているときは、当該サービス等についても		
スタックテストを実施し、是正に向けた措置を検討することが必要。		
○ あるサービス等がスタックテストに不適合となった場合、他のMNOが同種のサ	○ 御意見として承ります。	無
ービス等を提供しているときは、当該サービス等についてもスタックテストを実	○ 本件検証の目的は、「MNOとMVNO間のイコ	
施し、市場全体の公正競争に与える影響を検証した上で、是正に向けた措置を検	ールフッティングを確保する観点から、第二種指	
討することが必要であると考えます。	定電気通信設備との接続料等と利用者料金との関	
【株式会社NTTドコモ】	係の妥当性を検証する」ことであり、MNOとMV	
	NOとの間のイコールフッティングを確保する観	
	点から検証を行うことが適当と考えます。	

・その他

意見	考え方	修正の 有無
意見23 ● 「移動通信」とは何か。	考え方23	
○ 「移動通信」とは? IDO(はKDDIになったのでは? 「モバイル通信」とは違うのか?	〇 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 等の法令 で用いる用語の例によります。	無
【個人G】		

■ 固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

本指針の全般について

意見	考え方	修正の 有無
意見 1	考え方1	
● 本指針の改定案に賛同。		
○ 本指針の改定案に賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
【KDDI株式会社】		

・3. 検証の実施方法

意見	考え方	修正の 有無
(2)検証対象		
意見2 ■ 固定電話市場は「縮退フェーズ」に移行している。 ■ 第六次報告書では、加入電話の将来の検証対象からの除外に向けて一定の方向付けがあったと理解しており、引き続き競争環境や代替手段の普及状況を注視し、状況に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することを検討	考え方2	
すべき。また、当社としても、モバイル網を用いたOABJ-IP電話と加入電話の代替性について、実態把握に必要な調査を検討、実施していく考え。 ■ スタックテストの目的を踏まえると、新サービスを検証対象に追加するか否かは、機械的に判断するのではなく、市場の規模やシェア等、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべき。		
○ 固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムに維持していく「縮退フェーズ」に移行しています。 ○ その中で、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書において、モバイル網を用いたOABJ-IP電話と加入電話との代替性を一定程度認め、「今後の状況を見定めて改めて検討することが適当」とされたことについては、将来の除外に向けて一定の方向付けをいただいたものと理解しており、引き続き市場の競争環境や代替手段の普及状況を注視し、状況に変化が見られた場合は速やかに検証対象から除外することを検討いただきたいと考えます。また、当社としても、OABJ-IP電	○ 加入電話・ISDNのスタックテストについては、モバイル網を用いたOABJ-IP電話の加入電話との代替性等、固定電話市場における競争状況の変化について見定めた上で、引き続きスタックテストの対象とすべきかについて、接続料の算定等に関する研究会等において改めて検討することが適当と考えます。 ○ その際、関係事業者等において研究会等におけるないませばなる。	無
話と加入電話との代替性について、実態把握に必要な調査を検討、実施していく 考えです。	る検討に資する情報の提供等を実施いただくこと は、有意義な議論を行う観点から望ましいと考え	

意見	考え方	修正の 有無
○ スタックテストは、接続料が不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的にしていることを踏まえると、「将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供され、競争事業者が存在する」といった点のみから機械的に判断するのではなく、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模やシェアなど、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	ます。 今後の対象の追加については、本指針策定時に示された「サービス競争がなされているか、又は、潜在的にその可能性があるものから対象とする。その上で、需要が減退し小さくなっているサービスであって、当該サービスの提供に用いられる機能の内容及びその接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能が別にあるものは、検証対象外とする」との考え方に基づき、競争の実態等を踏まえて決定していくことが適当と考えます。	
意見3 ● 検証対象は、サービスの提供実態を踏まえて適時適切に見直されるべきであ	考え方3	
り、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANの追加は適当。		
● 加入電話・IDSN基本料及び通話料について、NTT東日本・西日本以外		
に直収電話を提供する事業者があり、加えて、無線を利用した電話サービスも		
同サービスの完全な代替とはならないため、引き続き対象とすることが適当。		
● 今後も、サービスの提供実態を踏まえた検証対象の適宜の見直しが必要。		
○ 検証対象となるサービスについては、サービスの提供実態を踏まえて適時適切	〇 賛同の御意見として承ります。	無
に見直されるべきであり、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANがサ	○ 検証対象の見直しに関する御意見については、	
ービスメニュー毎の検証対象に追加されたことは適当であると考えます。	考え方2のとおりです。	
〇 また、加入電話・ISDN基本料、通信料については現時点においても、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿以外にも直収電話を提供する		
「自电品体式会社殿及び四日本电信电品体式会社殿以外にも直収电品を提供する 事業者があり、加えて無線を利用した電話サービスも完全な代替とはならないた		
新来有があり、加えて無縁を利用した電話り一こへも元主な代替とはならないに め引き続き検証の対象とすることが適当であると考えます。		
○ 今後についてもサービスの提供実態を踏まえて検証対象を適宜見直していく		
ことが必要であると考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
(3)検証方法		
意見4	考え方4	
● 現行の固定通信分野のスタックテストでは、策定当初の考え方に基づき、サ		

意見	考え方	修正の 有無
ービスメニューごとの検証において営業費を考慮しないこととなっているが、		
検証の目的に照らして、現行の検証方法について議論・検証が必要。		
● 例えばFTTH市場では、競争事業者とNTT東日本・西日本は戸建向		
けと集合住宅向け等で競争していることを勘案すると、サービスメニュー		
ごとの検証においても営業費を考慮した検証を実施する等、現在の検証方		
法を見直すべき。		,
〇 現行の固定通信分野においては、過去の整理(※1)(※2)の結果、「サービスメ	〇 検証方法の見直しについては、「接続料の算定等	無
ニュー単位の検証方法については、営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料	に関する研究会 第六次報告書(案)」に対する意	
収入を比較する」という内容にて検証が実施されてきました。	見募集において研究会が示した考え方(令和4年	
〇 本検証は、「接続料等と利用者料金の関係における適正性を検証し、価格圧搾	9月9日報道発表)のとおり、固定通信市場におけ	
による不当な競争を引き起こさないものであることを確認する」という目的であ	る競争の状況を注視しつつ、現状のスタックテス	
ると理解しています。その目的に照らすと、「営業費はサービスメニューごとに	トの検証方法の見直しを要する状況変化が見られ	
均等に生じるものではない」という当初の考え方(※1)により、サービスメニュ	れば、検討することが適当と考えます。	
一単位の検証においては営業費を考慮せず、利用者料金収入と接続料の差額を比		
較するという現行の検証方法が、本検証の目的に適うものであるのかどうか、議		
論・検討が必要と考えます。		
〇 この点、固定通信市場においては、例えば、FTTH 市場では、競争事業者と東日		
本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社(以下、NTT 東・西という)は戸		
建て向け・集合住宅に向け等で競争していることから、サービスメニュー単位で		
の評価においても競争状況を勘案して、営業費を考慮した検証を実施するなど、		
現在の検証方法について見直すべきと考えます。		
(※1)接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関する		
ガイドライン (2012年7月27日)		
https://www.soumu.go.jp/main_content/000169484.pdf		
(※2) 接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針(2018年9月)		
https://www.soumu.go.jp/main_content/000572696.pdf		
【KDDI株式会社】		

・その他

意見	考え方	修正の 有無
意見5	考え方5	
● 光回線のインターネットの月額料金が5,000円以内にすることを要望。(五者)		
〇 「(光回線)のインターネットの、月額料金を、『5000円以内』にして下さい。」 (光回線)のインターネットの、月額料金は、高いと思います。 NTT東日本のフレッツ光の (戸建てタイプ)だと、「(光回線)のインターネット料金」と「プロバイダーの料金」を、合計すると毎月、6000円から700円くらい、かかってしまいます。そこで、「(光回線)のインターネット料金」と「プロバイダーの料金」を、合計して、「(光回線)のインターネットの、月額料金を、『5000円以内』にして下さい。」 希望の料金は、毎月「4900円」くらいが、良いと思いました。毎月かかる、固定費なのでインターネットの、月額料金が、安くなれば、うれしいです。 私以外にも、同じように、インターネット料金の、月額料金が、安くなって欲し	○ 本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無
いと思う人は、たくさんいると思います。 よろしくお願いいたします。		
【個人B·C·D·E·F】		

■ その他

意見	考え方	修正の 有無
意見1	考え方1	
● 通信インフラの提供事業者は10年毎に統廃合やスクラップすべき。		
〇 通信インフラは10年ごとにUPGRADEDされるため、過去に階層化された事業者を	〇 本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御	無
そのまま存続する必要はなく、次の10年では統廃合やスクラップする必要がある	意見として承ります。	
と考える。10年期ごとに、サービス事業者を見直すことも必要と思う。理由は10		
年リニューアル毎に設備コストがかかり利用料金も上がるが、サービス自体は大		
きく変わらず。業者の乱立は無駄な競争を引き起こし、最終的には利用者に被害		
が及ぶため。業者は限定的に管理すべきと思う。以上		
【個人A】		

以上